

感染状況・医療提供体制の分析 (1月5日時点)

区分	モニタリング項目 ※①～⑤は7日間移動平均で算出	前回の数値 (12月29日公表時点)	現在の数値 (1月5日公表時点)	前回との比較	これまでの最大値	項目ごとの分析			
感染状況	①新規陽性者数※1 (うち65歳以上)	43.7人 (4.3人)	134.7人 (9.3人)	↑	4,849.4人 (2021/8/19)	総括コメント	感染拡大の兆候があると思われる		
	潜在・市中感染	②#7119 (東京消防庁救急相談センター)※2における発熱等相談件数	47.9件	84.3件	↑	209.7件 (2021/8/16)	新規陽性者数の増加比が著しく上昇し、これまでに経験したことのない高い水準になった。変異株(デルタ株)から変異株(オミクロン株)への置き換わりによる、急速な感染拡大に警戒する必要がある。 個別のコメントは別紙参照		
		③新規陽性者における接触歴等不明者※1	数	26.6人	91.0人	↑			2,972.6人 (2021/8/19)
			増加比※3	170.6%	342.5%	↑			342.5% (2022/1/5)
検査体制	④検査の陽性率 (PCR・抗原) (検査人数)	0.8% (5,900人)	2.5% (4,624人)	↑	31.7% (2020/4/11)	総括コメント			通常の医療との両立が安定的に可能な状況である
医療提供体制	受入体制	⑤救急医療の東京ルール※4の適用件数	57.7件	66.4件	↑	145.1件 (2021/8/14)	変異株(オミクロン株)の急速な感染拡大に備え、海外の感染状況を踏まえ、感染者の基礎疾患、重症度、年齢構成などを把握、分析しながら入院医療、宿泊及び自宅療養の計画を前倒しする必要がある。 個別のコメントは別紙参照		
		⑥入院患者数 (病床数)	206人 (4,669床)	373人 (4,839床)	↑	4,351人 (2021/9/4)			
		⑦重症患者数 人工呼吸器管理 (ECMO含む) が必要な患者 (病床数)	1人 (346床)	3人 (353床)	→	297人 (2021/8/28)			

※1 都外居住者が自己採取し郵送した検体による新規陽性者分を除く。
 ※2 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口
 ※3 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価
 ※4 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

【参考】VRSデータによる都民年代別 ワクチン接種状況 (1月4日現在)	都内全人口		接種対象者 (12歳以上)		高齢者 (65歳以上)	
	1回目78.0%	2回目77.2%	1回目85.9%	2回目85.1%	1回目92.4%	2回目92.0%

総括コメントについて

1 感染状況

<判定の要素>

- モニタリング項目に加え、地域別の状況やワクチン接種の状況等、モニタリング項目以外の指標の状況も含め、感染状況を総合的に分析

<総括コメント (4段階)>

- 大規模な感染拡大が継続している／感染の再拡大の危険性が高いと思われる
- 感染が拡大している／感染状況は拡大傾向にないが、警戒が必要である
- 感染拡大の兆候がある (と思われる)／感染状況は改善傾向にあるが、注意が必要である
- 感染者数が一定程度に収まっている (と思われる)

2 医療提供体制

<判定の要素>

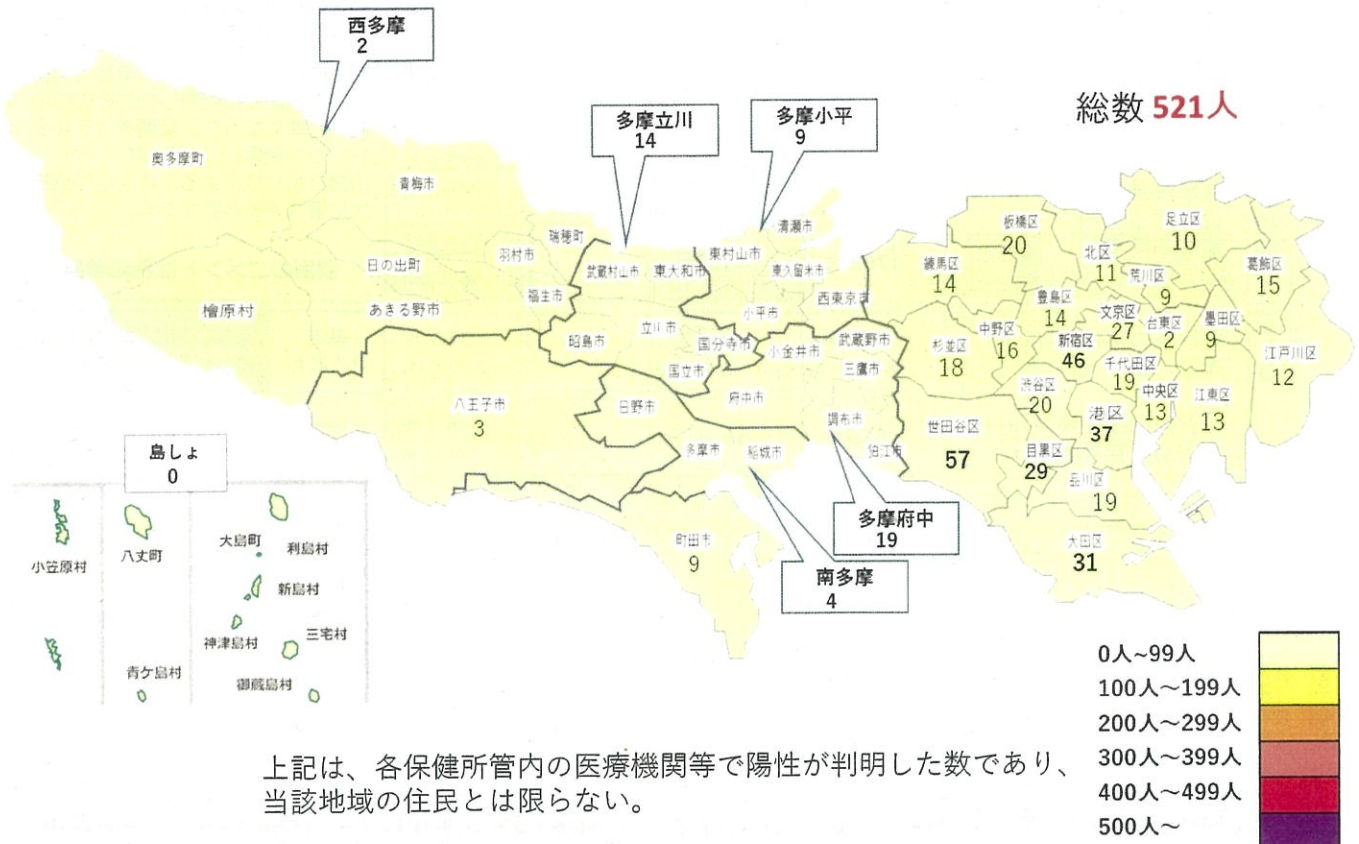
- モニタリング項目に加え、療養者の年齢構成、重症度、病床の状況やワクチンの接種状況等、モニタリング項目以外の指標の状況も含め、医療提供体制を総合的に分析

<総括コメント (4段階)>

- 体制が逼迫している／通常の医療が大きく制限されている (と思われる)
- 通常の医療を制限し、体制強化が必要な状況である／通常の医療が一部制限されている状況である
- 体制強化の準備が必要な状況である／通常の医療との両立が可能な状況である
- 平時の体制で対応可能であると思われる／通常の医療との両立が安定的に可能な状況である

(注) 通常の医療：新型コロナウイルス感染症以外に対する医療 (がん、循環器疾患等の医療)

【感染状況】 ①-8 新規陽性者数（届出保健所別、12/28～1/3）



上記は、各保健所管内の医療機関等で陽性が判明した数であり、当該地域の住民とは限らない。

【感染状況】 ①-9 人口10万人あたり新規陽性者数（届出保健所別、12/28～1/3）



上記は、各保健所管内の医療機関等で陽性が判明した数であり、当該地域の住民とは限らない。

3総防管第3562号

令和4年1月7日

各区市町村長 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

オミクロン株が、東京でも急速に拡大し始めており、感染者数の急速な増加を放置すれば、医療提供体制の逼迫に繋がるのみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧されます。

こうした状況を踏まえ、令和4年1月7日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、1月11日から1月31日を期間とする「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を別紙のとおり決定いたしました。

その概要は、①都民向けの協力依頼（少人数、短時間での会食の実施についての協力依頼等）、②事業者向けの協力依頼等（認証を受けた飲食店等については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とすることについての協力を依頼、5人以上とする場合は「TOKYOワクション」等の活用を強く奨励等）、③イベントの開催制限（人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催要請、感染防止安全計画の策定による規模要件の緩和等）等です。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、2月1日以降の取扱いについては、対策本部における決定後、別途通知いたします。

オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応 ～都民・事業者向けの協力依頼・要請～

令和4年1月7日
東京都

1. オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応

(1) 区 域 都内全域

(2) 期 間 令和4年1月11日(火曜日)0時から1月31日(月曜日)24時まで

(3) 対応の概要

感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫のみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧

直面する感染拡大に備え医療提供体制を強化しつつ、都民、事業者、行政が一体となって、この危機感を共有し、感染防止に対する強い意識と自主的な取組により、感染拡大を防止

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼
- ・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項) 等

②事業者向け

- ・「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している飲食店等に対し、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼
(5人以上とする場合は、TOKYOワクション等の活用を強く奨励)
- ・業種別ガイドラインの遵守を要請(法第24条第9項) 等

2. 都民向けの協力依頼・要請

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 感染防止を強く意識し、感染リスクの高い場所への外出や、リスクの高い行動は控えるよう協力を依頼
 - ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼。なお、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう協力を依頼
 - ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
 - ・ 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
 - ・ 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
- 感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼 ・ 5人以上とする場合には、TOKYOアクション又は他の接種証明書、陰性証明書等を活用することを強く奨励 ・ 認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼 ・ 酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼 ● カラオケ設備を提供している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記の店舗に共通の要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 混雑時の入場者の整理等を実施徹底するよう協力を依頼 ● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の事項を徹底するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染防止策の実施 ・ 大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・ 大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・ 大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、以下の規模要件に沿った開催を要請（法第24条第9項）

	開催規模による制限		
	～5,000人以下の施設	5,000人以上～10,000人の施設	10,000人以上の施設～
大声なしのイベントの場合 (※1)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」(※3、※4)を策定した場合 → 収容定員まで可	
大声ありのイベントの場合 (※1)	収容定員の半分まで可		

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
 - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
 - ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- TOKYOワクション又は他の接種証明書、陰性証明書等を活用することを強く奨励
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

(4) 職場への出勤等

テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼